

被告準備書面(5)(要約)

平成18年12月22日

(「石原個人の発言」との主張から「公務員たる都知事としての発言」と訂正するに至った経緯)

- 1 被告は準備書面(1)3において、本件発言は被告の個人的な発言である旨主張した。
- 2 しかるに、その後、原告西川および菅野は上記の本件発言を根本的に変更し(原告ら準備書面(3)および(4))そこで言う本件発言を首都大学東京の新設問題に絡めて、それが虚偽発言だと主張した。そこで被告代理人において、被告および都庁関係者から事情聴取した結果、被告本件発言(追加されたもの)は、上記1の発言とは基本的に異なり、都政と関連し、公務を行うにあたってなされたと評価されるので、被告準備書面(4)2項記載となった。